

郡上市教育旅行支援助成金説明書

郡上市内の観光資源（自然、歴史、文化）の魅力を活用し、さらなる市内への誘客を推進するため、教育旅行を送客する旅行事業者に対し助成金を交付します。

1. 対象となる事業者

旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1, 2, 3種旅行業務の登録を受けている旅行事業者

2. 助成金の内容

◆対象事業

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の教育旅行として企画した旅行（社会見学、研修旅行、修学旅行等）。

○宿泊教育旅行

- ①市内宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- ②郡上市観光連盟が推奨する旅行コースを取り入れた旅行であること。

○日帰り教育旅行

郡上市観光連盟が推奨する旅行コースを取り入れた旅行であること。

○郡上市観光連盟モデルコース

モデルコースを参考とした旅行行程

◆補助金額

宿泊……参加児童生徒1人あたり1,000円（1校あたり上限100,000円）

日帰り…参加児童生徒1人あたり500円（1校あたり上限50,000円）

3. 対象となる期間

令和5年2月28日（火）までに事業を完了する教育旅行

4. その他

- (1) 他の自治体を実施する助成を受けている場合も対象とする。
- (2) 郡上満喫体験型観光割引助成事業補助金との併用も対象とする。
- (3) 本市の予算において実施する教育旅行は対象外とする。
- (4) 出発日の前日において、岐阜県若しくは学校が所在する都道府県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」等が発令されていないこと。
- (5) 助成金の交付を決定した後、教育旅行の出発日の前日において、岐阜県若しくは交付決定を受

けた事業を行う学校が所在する都道府県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合は、この交付決定を取り消すものとする。

(6) 行先変更等による新規の予約だけでなく、既存の予約にも適用する。

(7) 一旦交付を決定した後、新型コロナウイルス感染症の影響により実施時期が変更となった場合であっても、条件がそろっていれば変更申請は要しない。(軽微な変更)

5. 申請手続き

助成金の申請は、教育旅行催行の14日前までに、申請に必要な書類を添えて提出してください。

申請書提出先：郡上市役所商工観光部観光課

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷130番地1

TEL:0575-67-1808 FAX:0575-67-1820

6. 提出書類

(1) 申請書類

- ①教育旅行支援助成金交付申請書(様式第1号)
- ②教育旅行支援助成金事業実施計画書(様式第2号)
- ③教育旅行行程表案(任意様式)
- ④教育旅行見積書の写し

※変更・中止の場合

- ①教育旅行支援助成金(変更・中止)承認申請書(様式第4号)
- ②変更後の教育旅行行程表(任意様式)
- ③変更後の教育旅行見積書の写し

(2) 実績書類

- ①教育旅行支援助成金実績報告書(様式第6号)
- ②教育旅行支援助成金事業実績書(様式第7号)
- ③教育旅行行程表案(任意様式)
- ④教育旅行支援助成金請求書(様式第9号)